

賃貸借・使用貸借の合意解約の通知に必要な書類

- | | |
|--|------|
| 【1】 農地法第18条第6項の規定による通知書
又は、使用貸借の解約による通知書 | 1部 |
| 【2】 農地賃貸借（使用貸借）合意解約書の写し
※当事者間で2部作成し、写しを【1】の通知書に添付のこと。 | 1部 |
| 【3】 農事調停の調書の謄本（農事調停の場合） | 1部 |
| 【4】 土地登記事項証明書（全部事項証明書）
※3か月以内のもの、写し可 | 各筆1通 |

通知は随時受付をしています。

概要

- ・農地等の賃借権等の解約について当事者同士で合意が成立している場合、あるいは農事調停が成立している場合に必要な手続きです。
- ・合意による解約をした日の翌日から起算して30日以内に通知する必要があります。
- ・合意解約以外での方法で解約する場合は農業委員会までお問い合わせください。
また、解約する賃貸借の契約に農地中間管理機構等の仲介がある場合は、当該団体へお問い合わせください。（転貸の場合、契約毎に解約の手続きが必要です。
※転貸・・地主と耕作者の間に中間管理機構・農協が入った契約

問い合わせ先
石巻市農業委員会
電話 0225-62-4826